

## 検証会議（H23.12.16）における家族承諾による 提供事例の医学的検証方法に係る議論の概要

- 医学的検証作業については、平成23年2月1日の厚生科学審議会臓器移植委員会において、以下の方針で行うことが了承された。
  - ・ 法改正前からの要件である本人の書面による意思表示ありの事例については、医学的検証作業グループ会議において、事前に臓器提供施設から提供を受けた資料をもとに、実地訪問の必要性について検討し、必要がないと判断した事例については、実地訪問を行わず、提供資料を用いて検証を行う。
  - ・ 法改正により新たに可能となった家族承諾による提供事例については、当面従来通りの方法で実地訪問を行った上で検証を行い、10例程度検証を終えた時点で、改めて、その取り扱いについて再度検討する。
  - ・ 小児（15歳未満）からの提供事例については、当分の間、従来通りの方法で実地訪問を行った上で検証を行うこととする。
  
- 第38回脳死下の臓器提供事例に係る検証会議（平成23年10月24日）において、家族承諾による提供事例10例を超える12例の検証を終えた。
  
- 家族承諾による提供事例の検証については次のようなことが指摘できる。
  - ・ 第97例目では、低酸素状態での無呼吸テストの実施について、また、第102例目では無呼吸テスト時の血液ガス分析の時間間隔について指摘があったが、これらは、臓器提供施設からの資料をもとに実地訪問の必要性があると判断できるものであったこと。なお、家族承諾による提供事例12例について、いずれの事例も、その治療経過等の初期診断・治療については妥当であり、また法的脳死と判定したことは妥当であると判断された。
  - ・ 本人の意思表示ありの事例の検証と家族承諾による提供事例の検証については、医学的な面からは基本的に異なることはないこと。
  
- また、本人の書面による意思表示ありの事例については次のようなことが指摘できる。
  - ・ 医学的検証作業グループが実地訪問の必要性を判断し、必要と判断された場合は、必ず実地訪問が行われていること。（これまでに、提供資料をもとに医学的検証を18例行い、3例について、実地訪問を行った。）
  - ・ 実地訪問の必要がないと判断された事例についても、検証会議における検証に特段の支障はなく、全て医学的に妥当であると判断できたこと。
  
- このようなことから、家族承諾による提供事例の検証作業についても、提供施設からの提供資料をもとに、実地訪問の必要性について検討し、必要がないと判断した場合は、実地訪問を行わず、提供資料を用いて検証を行うこととしたい。